

入善町移住者就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1 入善町は、富山県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び入善町「まち・ひと・しごと」づくり戦略に基づき、入善町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、富山県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から入善町に移住して就業又は起業等した者が、移住者就業支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において入善町移住者就業支援金を交付することとする。

当該移住者就業支援金は、富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）に定める移住支援金をいうものとし、交付にあたっては県実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2 移住者就業支援金の金額は、次の表のとおりとする。

区分	補助金額
2人以上の世帯での移住の場合	100万円 ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算
単身世帯での移住の場合	60万円

(対象者要件)

第3 次の1の要件を満たし、かつ、2、3、4又は5の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては6の要件を満たす申請者を対象とする。

1 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）

又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月までを当該1年の起算点とすることができる。)

c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 平成31年4月1日以降に転入したこと。

b 移住者就業支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

c 入善町に、移住者就業支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

c その他富山県又は入善町が移住者就業支援金の対象として不相当と認められた者でないこと。

2 就業に関する要件

(1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、富山県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住者就業支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住者就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住者就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意志を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

3 テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

4 関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (1) 入善町で生まれ育った者（入善町で生まれ、小学校以上を卒業した者）

であること。

(2) 入善町内で就業又は起業した者で、次の要件を満たすこと。

(ア) 就業の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が入善町内に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、移住者就業支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(イ) 起業の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 新たに入善町内を所在地として、個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協同組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となった者であること。
- b 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある事業でないこと。

5 起業に関する要件

1年以内に富山県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

6 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は

反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4 移住者就業支援金の申請者は、申請書(様式1)及び本人確認書類に加え、第3の1の要件に該当し、かつ、2、3、4又は5の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

さらに、世帯の申請をする場合にあっては、6の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

なお、2においては(様式2-1)、3においては(様式2-2)、4の就業の場合においては、(様式2-3)の就業証明書を提出するものとする。

(交付決定の通知)

第5 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住者就業支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住者就業支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7 富山県及び入善町は、富山県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、富山県移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8 町長は、移住者就業支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住者就業支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び入善町が認めた場合はこの限りではない。

また、富山県内の他市町村への転居についても返還を求めないものとし、以下の県内統一のルールに基づいて債権回収を行うものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

- (イ) 移住者就業支援金の申請日から3年未満に移住者就業支援金を受給した入善町から転出した場合
- (ウ) 移住者就業支援金の申請日から1年以内に移住者就業支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (オ) 移住者就業支援金の申請日から1年以内に第3の4の起業の要件を満たす事業を廃業した場合

(2) 半額の返還

移住者就業支援金の申請日から3年以上5年以内に移住者就業支援金を受給した入善町から転出した場合

(3) 債権の回収方法

富山県内での複数回の移動後、最終的に、富山県外に転出した場合、移住者就業支援金を支給した市町村が債権の回収を行うものとし、富山県は当該市町村に対し必要に応じ情報提供等の支援を行うものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、移住者就業支援金の交付に必要な事項は、富山県と入善町が協議して定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月26日から施行し、令和4年4月1日以後に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に転入した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行し、令和5年6月23日以後に転入した

者について適用する。